

2001年6月5日 教育3法案の審議

地教行法および学校教育法について（文部科学委員会）

藤村委員 おはようございます。民主党の藤村修でございます。

《中略》

岸田副大臣 免職と採用を分離して、その途中の段階でさまざまな措置や判断が入るというのではなくして、あらかじめ措置を行うかどうか判断した上で免職と採用を一体として行うということでございます。

藤村委員 要は、実際的な数の問題も考えぬといかぬですよ。数合わせではないとおっしゃるけれども、しかし数合わせも考えないといけないと思います。

一方で、都道府県教育委員会の事務職員などの団体からはこんな声が寄せられているんです。一般競争試験によって事務遂行の能力を判定されて行政事務を取り扱っている事務職員の側の心情としては、不適格教員の教育委員会事務職への配置転換を基本的に認めるといのは何となくおかしいんじゃないですか。つまり、自分たちは競争試験でちゃんと入ってきているわけです。教員は教員試験で入ってきているんだけれども、その教員を外されたら、今度はもう一遍試験を受けてもらって入ってくるべきではないかという筋論をおっしゃるのですが、そういうことにはならないんですか。

岸田副大臣 先ほども申しましたように、本措置は、新たにつく職に必要な能力を有すると認められる場合に限り適用するものであり、指導が不適切である等の要件に該当すれば直ちに適用されるものではございません。

ですから、文部科学省としましては、各都道府県教育委員会に対しまして、この趣旨を周知し、対象となる教員の新たにつく職についての知識、適性等を十分考慮して適切な選考がされるように指導していきたいと思っております。ですから、その判断に当たって、任用がえの試験等は想定しておりません。

藤村委員 だから、法律で解釈するしか今副大臣の立場ではないんでしょうけれども、実際問題を考えると、さっきの、下は〇・三%ぐらいから、しかし大阪府のケースでいうと三・五%という数、全国六十万人とすれば、もし三%を掛け算しますと一万八千人ぐらいですよ。これは大変大きな数の転職活動になるわけですね。

また、受け入れ側の、それぞれ競争試験を受けて入った人たちの心情はやはりそれなりにおもんぱかってあげないといけないし、彼らの方からはこんな提案があるんです。つまり、配置がえに伴い、適性、知識の確保のためには任用がえ試験などを実施するべきではないだろうか、あるいは、新しい職場での適格性を見るためにも、インターンシップというのか、いわば新しい職場での研修ということなどを一つ提案したいという御提案があるんですけども、これに対しては何かコメントはありますか。

岸田副大臣 この措置につきましては、まず、基本的に本人の意に反して行われるものでありますから、判断に当たって、本人の自発的な意思によることを前提とする任用がえ試験だとか、それからインターンシップですとか、これはなじまないのではないかなというふうに思っております。そういった理由から、

任用がえ試験やインターンシップは想定していないところでございます。

藤村委員

だから、法律にやや無理があると思うのは、父母や生徒の側からいうと、実は、そういううちの学校にもこんな先生がいるというのが多分だあっと出てくる。しかし、そうしたときに、その父母や生徒の側の声はそんなに受けとめられないんじゃないか、法律を今回つくっても。つまり、許容量というか、さっきの、もし三%になってしまったらえらいことですよ。

先週の質問でどなたかありましたけれども、これは神奈川県の場合でしたか、五百人ぐらいそういう先生がいるんじゃないかという話もあって、しかし、同じ県で五百人を新たに別の県職にというのは非常に難しい話になりますよ。そうすると、この対象というのはうんと絞られてくる。となれば今までの、いわゆる分限免職なりで、分限処分で行っていたものと、今回はそこは違う、もうちょっとこっちに広げたぐらいの、せいぜいそのぐらいのイメージしか持てないわけでありませう。

だから、本当に教員としてだめな人はまず教員から外れてもらうということは、これは一方の側の本当に大きな声だと思いますので、そこをうまく適用できるようにしていただきたい。かつ、先ほどの、教員の側からいえば、異動させられる側にとっては本当に意に反してというか、本人のあれに反してでしょう。本人はやりたいと言っても、いや、君はこう、いわば配置がえとなるわけですから、そういう意味では、この法をせっかくつくっても余り動かないんじゃないかなという気がするんですが、副大臣は、いや、ちゃんと動かしてみせるという決意を述べておいていただきたいと思っております。

岸田副大臣

従来に対応に加えて新たにこうした措置を行う、道を開くことによってその措置の適切な運用をしっかりとした結果に結びつけるべく努力をしなければいけないというふうに思っています。

最初からこれは数字を想定した措置ではありませんので、こうした措置の本旨にのっとってしっかりとした運用を行い、その結果等も、状況を把握しながらその後の運用を考えていきたいというふうに思っております。

藤村委員

繰り返しになりますが、本人の意思に反して、いわば転職ですから、このところは、また本人の側に、教員の側に立って申しておきますと、教育委員会規則で行われる手続について、先ほど四つの点で幾つも注文しておりますが、本当にきちんとまずされることと、それから新たな提案としては、そもそも、不適合ではないか、あるいは研修に行ってもらった方がいいかというときの判断にも、場合によっては判定委員会がそれなりに関与するとか、あるいは、一番現場で、学校評議員なども入れた、その先生、校長、父母などでやはり話し合う機会を設けられることが私は現場の皆さんの声が一番即していると思うんで、その辺も一つ提案として申し上げて、この件は一応区切りをつけておきたいと思っております。まだ大分聞き足りないような気がしております。